様式第８号

年　月　日

福祉専門職員配置等加算に関する届出書（平成30年４月以降）
（療養介護・生活介護・自立訓練（機能訓練）・自立訓練（生活訓練）・就労移行支援・就労継続支援Ａ型・就労継続支援Ｂ型・自立生活援助・共同生活援助・児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス）

１　事業所・施設の名称	
２　異動区分	１　新規　　２　変更　　３　終了
３　届出項目	１　福祉専門職員配置等加算（Ⅰ）　※有資格者35%以上 ２　福祉専門職員配置等加算（Ⅱ）　※有資格者25%以上 ３　福祉専門職員配置等加算（Ⅲ）　※常勤職員が75%以上又は勤続3年以上の常勤職員が30%以上

４　社会福祉士等の状況			（対象者）	有・無
	①	生活支援員等の総数（常勤）	人	
	②	①のうち社会福祉士等の総数（常勤）	人	
			→①に占める②の割合が２５%又は３５%以上	
５　常勤職員の状況			（対象者）	有・無
	①	生活支援員等の総数（**常勤換算**）	人	
	②	①のうち常勤の者の数	人	
			→①に占める②の割合が７５%以上	
６　勤続年数の状況			（対象者）	
	①	生活支援員等の総数（常勤）	人	
	②	①のうち勤続年数３年以上の者の数	人	
			→①に占める②の割合が３０%以上	

備考１　「異動区分」、「届出項目」欄については、該当する番号に〇を付してください。

２　ここでいう常勤とは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成１８年１２月６日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）第二の２の（３）に定義する「常勤」をいう。

３　ここでいう生活支援員等とは、

〇療養介護にあっては、生活支援員
〇生活介護にあっては、生活支援員又は共生型生活介護従業者
〇自立訓練（機能訓練）にあっては、生活支援員又は共生型自立訓練（機能訓練）従業者
〇自立訓練（生活訓練）にあっては、生活支援員、地域移行支援員又は共生型自立訓練（生活訓練）従業者
〇就労移行支援にあっては、職業指導員、生活支援員又は就労支援員
〇就労継続支援Ａ型・Ｂ型にあっては、職業指導員又は生活支援員
〇自立生活援助にあっては、地域生活支援員
〇共同生活援助にあっては、世話人又は生活支援員（外部サービス利用型にあっては、世話人）
〇児童発達支援にあっては、加算（Ⅰ）（Ⅱ）においては、児童指導員、障害福祉サービス経験者又は共生型児童発達支援従業者、
　加算（Ⅲ）においては、児童指導員、保育士若しくは障害福祉サービス経験者又は共生型児童発達支援従業者
〇医療型児童発達支援にあっては、加算（Ⅰ）（Ⅱ）においては、児童指導員又は指定発達支援医療機関の職員、
　加算（Ⅲ）においては、児童指導員、保育士又は指定発達支援医療機関の職員
〇放課後等デイサービスにあっては、（Ⅰ）（Ⅱ）においては、児童指導員、障害福祉サービス経験者又は共生型放課後等デイサービス従業者、
　加算（Ⅲ）においては、児童指導員、保育士若しくは障害福祉サービス経験者又は共生型放課後等デイサービス従業者のことをいう。